

市内指定介護保険サービス事業所 各位

各務原市健康福祉部介護保険課長

介護事業所の指定等申請に係る添付書類の削減について（通知）

日頃より市政並びに市介護保険行政にご理解とご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

この度、介護保険法施行規則の一部改正により、「各務原市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則」及び「各務原市指定居宅介護支援事業所の指定等に関する規則」の一部を改正し、介護保険事業所の指定申請等にご提出いただく添付書類の一部を削減することといたしました。つきましては、下記のとおり今後の指定申請等の添付書類提出についてご留意いただきますようお願いいたします。

記

（提出が不要となる書類）

- 1 申請者又は開設者の定款、寄附行為等（全サービス）
- 2 事業所の管理者の経歴
（（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護及び居宅介護支援事業を除く各サービス）
- 3 役員の氏名、生年月日及び住所（全サービス）
- 4 当該申請に係る事業に係る資産の状況（全サービス）
- 5 当該申請に係る事業に係る各介護サービス事業費の請求に関する事項（全サービス）

※なお、これに伴い指定申請書等の様式が改正されていますので、各務原市公式ホームページよりご確認ください。

（各務原市公式ホームページ）

<http://www.city.kakamigahara.lg.jp/index.html>

（地域密着型サービス・居宅介護支援）

ホーム > 事業者向け情報 > 介護保険 > 事業所の指定・登録・廃止等について

ホーム > 事業者向け情報 > 介護保険 > 事業所の変更・加算・推薦依頼について

各務原市 健康福祉部 介護保険課 施設指導係	
電 話	058-383-2067（直通）
FAX	058-383-6365